

海外からの体験入学受入についてのガイドライン

海外に居住する児童生徒が、在学校の長期休業などを利用し、一時帰国して十和田市に滞在する場合、一時的に十和田市立小学校（または中学校）で学校生活を体験することができます。

なお、学校の運営上、受け入れが困難な時には、体験入学を許可できない場合や期間を短縮する場合があります。

1 受入対象者

小学校1年生～中学校2年生までの児童生徒

ただし、保護者（体験入学をする子の親権者）が体験入学を希望する子と共に滞在する場合のみ、体験入学を許可します。

2 体験入学期間

原則として2週間以内

ただし、年度始（4・5月）及び年度末（2・3月）を除く。

3 体験入学先の学校

滞在先住所に該当する学区の小学校（または中学校）

4 申込手続き

体験入学開始希望日の1か月前までに、次のいずれかの方法によりお申し込みください。

【メールによる申込】

次のメールアドレスへ以下の内容を入力し送信してください。

kyoikusomu@city.towada.lg.jp

- 1 保護者の氏名（ふりがな）
- 2 児童生徒の氏名（ふりがな）
- 3 児童生徒の生年月日
- 4 保護者から見た続柄
- 5 体験入学希望期間
- 6 十和田市での滞在先住所
- 7 連絡先（携帯電話番号）
- 8 連絡先（メールアドレス）
- 9 現在住んでいる国及び都市
- 10 対象児童生徒の日本語の習得状況
- 11 給食申込の有無（アレルギー、宗教上による食物制限等、個別の対応はできません）
- 12 その他（配慮事項等）

【教育委員会窓口での申込】

十和田市教育委員会教育総務課窓口（市役所別館3階）に来庁し、「体験入学仮申込書」を記入の上、直接お申し込みください。

※保護者（体験入学をする子の親権者）以外の代理人による申込はできません。

5 留意事項

（1）教科書・学用品

正式な在籍ではないため、教科書無償給与の対象外となります。

学校生活において必要なものは、事前に学校へ確認の上、各家庭でご用意ください。

（2）給食

給食の申込は任意です（費用は保護者負担）。

（3）学校生活

授業は日本語で行われます。なお、通常の学校運営の中で受入を行うため、特別な対応はできません。また、校外学習や行事については、参加できない場合があります。

（4）日本スポーツ振興センターの「災害共済給付」への加入

日本スポーツ振興センター災害保険（保護者負担）に加入する必要があります。（受入校にご相談ください）

（5）結核検査

WHO が指定する結核高負荷国または文部科学省が指定する結核高蔓延国に6か月以上滞在していた場合は、日本入国後、医療機関で結核検査（検査方法はクオンティフェロン、Tスポットのいずれかを推奨）を受ける必要があります（検査費用は保護者負担）。

（6）その他

ア 学校との打合せなどの連絡は、保護者が直接行ってください。

イ 体験入学期間中は、学校及び教育委員会の指示に従い、保護者で責任をもって通学させてください。

ウ 学区の学校が受け入れることができない場合、他の学校においても体験入学の受け入れは行いません。

エ 受入期間の短縮や保護者の付添いなどの条件を付すことがあります。

オ 学校運営に支障をきたす場合は、体験入学の許可を取り消すこと、今後の体験入学を許可しないことがあります。

【お問い合わせ先】

十和田市教育委員会教育総務課 学務係
Tel : 0176-58-0182（直通）